

議事 8 国立公園事業の 決定及び変更について

資料説明案件

本日の資料説明案件 5 件

1. 南アルプス国立公園北沢峠宿舎【変更】
2. 山陰海岸国立公園三田浜野営場【決定】
3. 瀬戸内海国立公園都賀谷宿舎【変更】
4. 大山隠岐国立公園桂島園地【変更】
5. 足摺宇和海国立公園須ノ川園地【変更】

1. 南アルプス国立公園北沢峠宿舎 【変更】

南アルプス国立公園 きたざわとうげ 北沢峠宿舎

変更

区域面積：800m²→0.22ha

最大宿泊者数：110人/日→230人/日

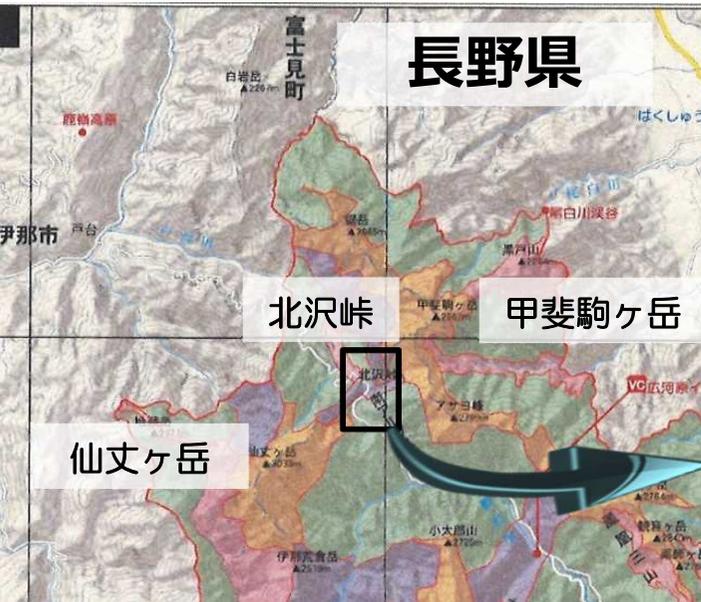
執行者（予定者）：伊那市、民間

第1種特別地域、第2種特別地域（国有林）

南アルプス国立公園（概要図）



●位置図



長野県

北沢峠

甲斐駒ヶ岳

仙丈ヶ岳



●計画図

大平山荘

こもれび山荘



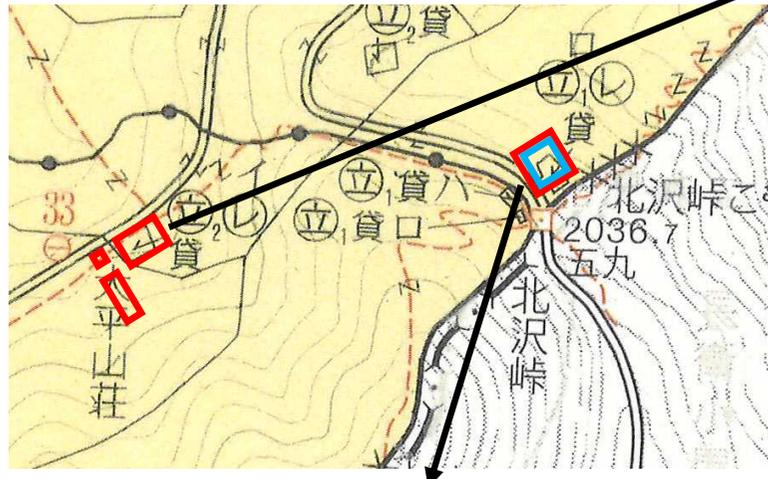
こもれび山荘（伊那市）



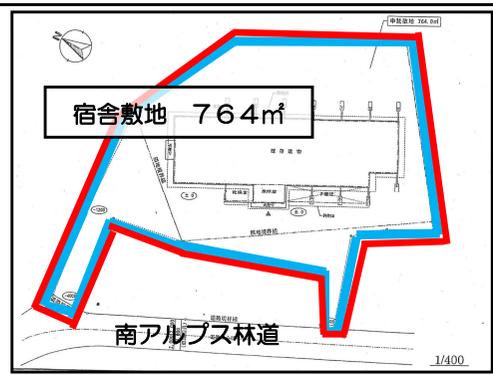
大平山荘（民間）

- 南アルプス国立公園の北部、甲斐駒ヶ岳と仙丈ヶ岳の間に位置する北沢峠に立地。
- 利用形態は、ほぼ登山に限られ、甲斐駒ヶ岳と仙丈ヶ岳の登山拠点として多くの登山者に利用。
- 事業地は、「こもれび山荘」と「大平山荘」の二つの山小屋から構成。

— 変更後
— 変更前（現行区域）



こもれび山荘（変更なし）



大平山荘と同野営場跡地（追加）



事業規模

区域面積：800m²→0.22ha

最大宿泊者数：110人/日→230人/日

- 本事業地は、こもれび山荘と大平山荘の2施設から構成。こもれび山荘は事業決定・執行済。大平山荘は事業決定未済。今回、大平山荘（宿舎）について既存施設を把握するとともに、同野営場跡地を付帯施設（野営場）として追加。
- 既存の事業決定規模（こもれび山荘部分）に大平山荘の宿舎及び付帯野営場の規模を追加。

既存施設の把握と野営場の追加

- 大平山荘（宿舎）について既存施設を把握。なお、同宿舎は公園指定（S39）の前から国有林借地により営業。今日までの間、適正に営業されている。
- 大平山荘の野営場跡地（昭和41年から利用を停止）について、宿舎の付帯施設として追加。過去の利用形態と同様に林間利用の野営場とする計画であり、自然の地形を利用するとともに、立木の伐採は危険木の伐採等最小限に止める計画。
- なお、今回の野営場跡地の追加は、近隣の北沢野営場のコロナ禍後における利用者の大幅増に対応した利用環境の整備として、地元伊那市等からも積極的に要望されている。



【既存施設の把握】
・大平山荘（民間）



【野営場の追加】
・自然の地形を利用
・立木の伐採は危険木等最小限



自然環境への影響

- 野営場は過去に利用されていた区域内とし、自然の地形を利用するとともに、立木の伐採は危険木の伐採等最小限に止める。
- 野営場利用者は大平山荘のトイレを利用。同トイレは南アルプス林道に隣接し、汲取車により効率的にし尿を処理。
- 野営場利用者の出すゴミは残飯も含め全て持ち帰り。

その他

- 大平山荘が野営場の事業執行者となる予定。

2. 山陰海岸国立公園三田浜野営場 【決定】

山陰海岸国立公園 みたはま 三田浜園野営場

決定

区域面積：（新規）1.5ha

最大宿泊者数：（新規）100人/日

執行者（予定者）：民間事業者

第2種特別地域（私有地）

●位置図



●公園計画図



三田浜海水浴場



トレイル路線

当該地は、香住海岸の湾内である。周辺には三田浜海水浴場が開設されており、夏には海水浴客で賑わう他、事業者によるシーカヤックも実施されている。また、三田浜海水浴場から山林に向かう歩道は、山陰海岸ジオパークトレイルとして歩く利用が推進されている。

三田浜野営場決定区域図



事業規模

区域面積：1.5 ha



- 当該地は、主にこれまで兵庫県が管理していた園地であるが、周辺に宿泊施設が不足していることから野営場の整備が計画されている。
- 三田浜は目の前の海や、湾に囲まれた優れた自然景観が残る野営場の適地である。
- 事業規模は、兵庫県が管理していた既存の区域を中心に、周辺の畑や施設まで取込むことが計画されている。

既存施設の把握（トイレ、園路）

執行者：民間事業者

- 兵庫県が園地として整備・管理していた園路やトイレ等の既存施設は、野営場の施設としてそのまま把握される予定。



園地



車道



トイレ

野営場関連施設の整備

執行者予定者：民間事業者

- 野営場として運営するため、周囲の畑や廃屋化した宿泊施設の敷地を取り込み、テントサイトに加えて、宿泊棟、受付・レストラン棟、入浴施設棟、駐車場等を新たに整備する計画である。



畑、施設

自然環境への影響

- テントサイトや宿泊棟の整備予定地はすでに植栽が施された草地であり、保護が必要な希少種等の生息・生育は確認されていない。
- 野営場の整備により宿泊を伴う利用者の増加が見込まれるが、湾に囲まれている他所から望見しにくい地域であり、利用者以外の立入りはほとんど想定されておらず、光害等の一般の公園利用者への影響も小さいものと考えられる。
- 宿泊棟等の施設整備にあたっては、管理計画に適合した風致景観上支障のない形状及び色彩とする。
- 汚水は浄化槽で処理した後に放流することとし、海の水質に影響を与えないよう配慮される。
- 夏期は付近の海水浴場利用と併せて利用者が賑わうことが予想されるので、事業者により浜清掃を実施する。

3. 瀬戸内海国立公園都賀谷宿舎【変更】

瀬戸内海国立公園 とがたに 都賀谷宿舎

変更

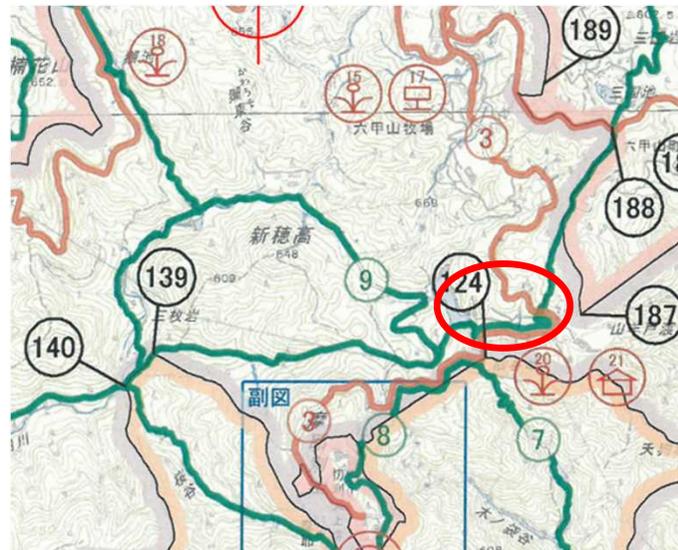
区域面積 : 23ha (変更なし)
最大宿泊者数 : 500人→650人/日
執行者 : 神戸市

第1種特別地域 (神戸市所有地)

●位置図



●計画図



宿舎



穂高湖 (カヌー利用)

- 六甲地域は阪神間の大都市に近接していながら良好な自然が保たれているため古くから自然探勝や野外レクリエーションの場として親しまれている。
- 本事業地周辺には、展望台や牧場等の施設が多数あり、ドライブウェイやケーブルが整備されているなどアクセスもよく、重要な利用拠点となっている。

宿舎事業**事業規模****最大宿泊者数：500人→650人**

- 神戸市により、宿泊施設、デイキャンプ、屋外レクリエーション等が整備されており（通称：神戸市立自然の家）、本地域の主要な利用拠点となっている。
- 現行のデイキャンプ用エリアを野営宿泊可能なエリアに変更にすることから最大宿泊者数を変更（150人増）する。新たな整備計画はない。
- これらの施設について、引き続き良好な利用環境を維持していく。

公園事業（宿舎）の最大宿泊者数の変更

- デイキャンプ用エリアを野営宿泊可能なエリアに変更にする（新たな施設整備はなし）ため、最大宿泊者数の変更を行う。
- 現在デイキャンプは、立木が立ち並ぶ平地にテントが張られる形式であり、今後もデイキャンプと同様の利用態様が想定されるため、新たな自然環境の改変は生じない。



4. 大山隠岐国立公園桂島園地【変更】

大山隠岐国立公園

かつらしま

桂島園地

変更

区域面積：3.0ha（変更なし）

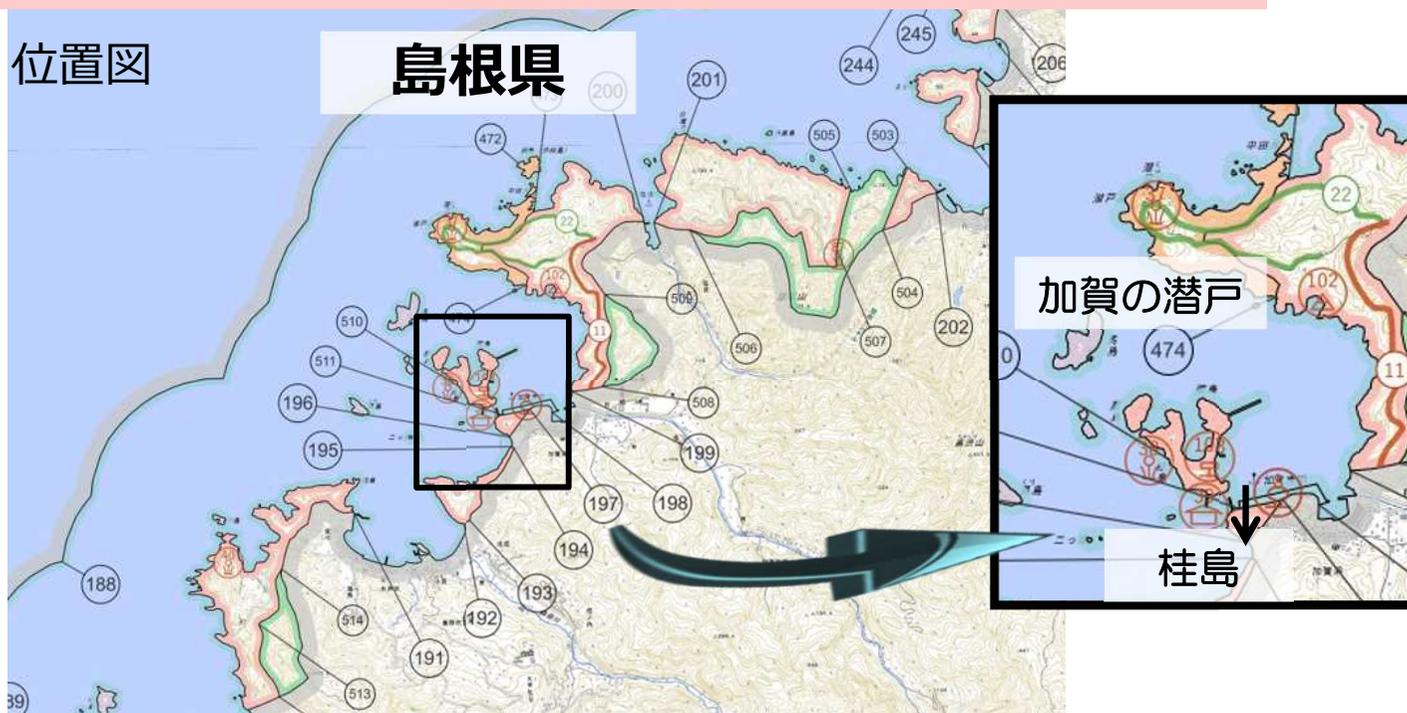
最大宿泊者数：なし→80人/日

執行者（予定者）：島根県

第2種特別地域（松江市有地）

加賀の潜戸

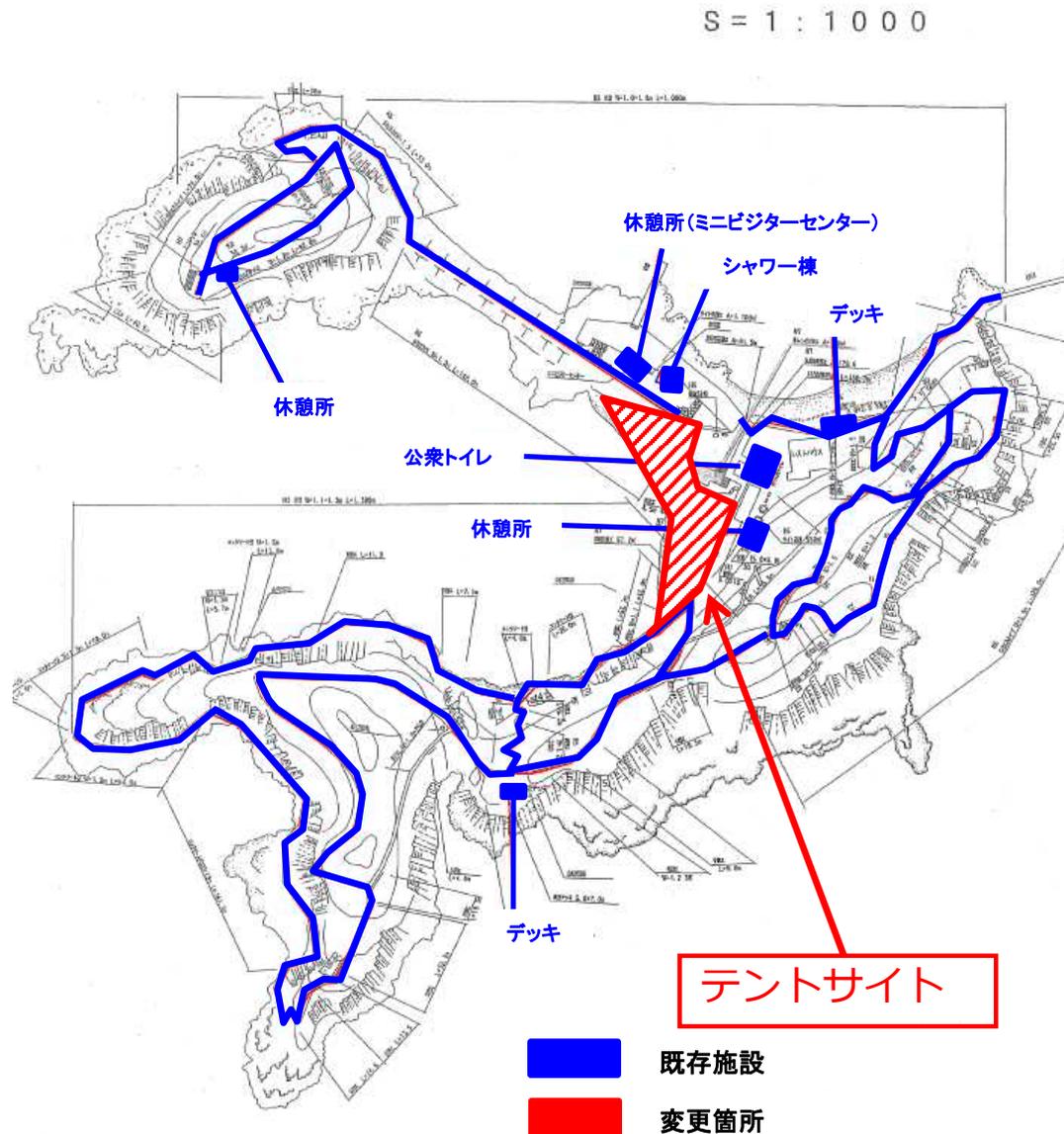
位置図



桂島



- 当該地周辺は島根半島東部に位置し、松江市街地から車で20分程度という立地を活かし、自然探索、海水浴、遊覧船による海岸地形の探勝、マリンアクティビティを中心に利用されている主要利用拠点である。
- 一帯の海岸線は、安山岩及び流紋岩質の溶岩が冷却・収縮したことによってできた節理が発達した特徴的な海岸景観を有する。



国立公園指定前から当該地で営業されてきた野営場について、自然公園法上の適正利用化を図るため、これまで園地内で営業されてきた野営場を、園地の付帯施設として把握するものである。

今回の変更

最大宿泊者数： なし → 80人

テントサイトの運用

テントサイトは現在芝生広場として把握されている0.25haで、フリーテントサイトとして80人の最大宿泊者数を見込む。

今回把握するテントサイトの区域は、園地の事業執行者である島根県が、園地と同一の指定管理者に管理委託している芝生地である。



園地と共通の管理棟

自然環境への影響

受付棟やトイレも既存の施設を活用することとなり、新たな開発を伴うものでないため、周囲の自然環境へ与える影響はない。



炊事場



トイレ



シャワー棟

5. 足摺宇和海国立公園須ノ川園地 【変更】

足摺宇和海国立公園

須ノ川園地

変更

区域面積：15.04ha(変更なし)

最大宿泊者数(新規)：480人/日

執行者(予定者)：愛媛県、愛南町

第2種特別地域(公有地(愛媛県、愛南町)、私有地)

●位置図



●計画図



- 当該園地は、日本の渚100選にも選ばれている須ノ川海岸に面した海岸部であり、磯浜に沿って見事なウバメガシ群落の自然植生が見られる。
- 夏期には須ノ川海岸でのシュノーケルやシーカヤック等のマリンアクティビティが盛んで、園地にはトイレやシャワー室、芝生広場などが整備されている。

利用者の増加に対応するため、現在
デイキャンプ等で利用されている芝
生広場2haを、野営可能なフリーテ
ントサイトとして指定する。最大宿
泊者数は120組×4人=480人/日とす
る。
※事業決定区域については変更なし。



付帯野営場設置に伴う宿泊者数の決定

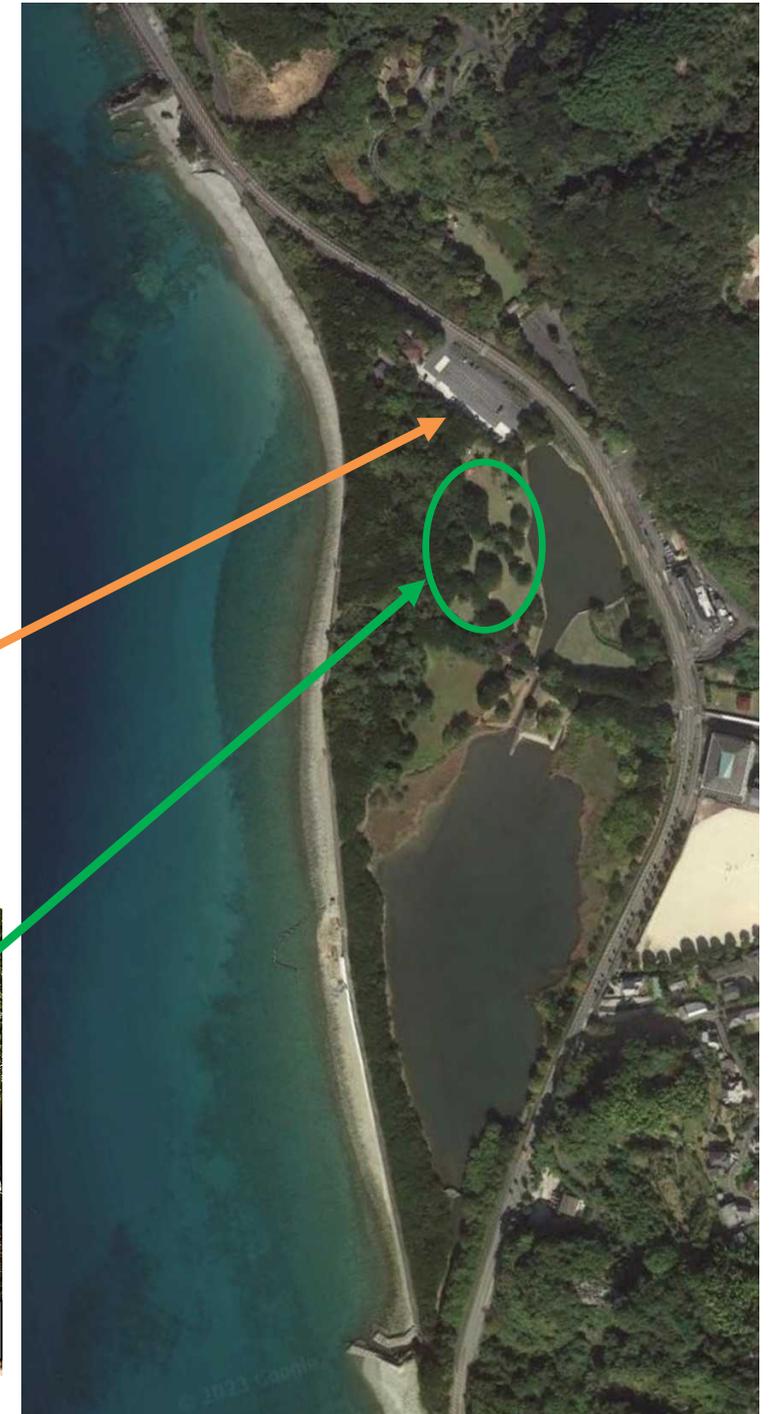
- 須ノ川園地事業として、愛媛県及び愛南町によってトイレや駐車場、芝生等が整備され執行されている。
- 須ノ川海岸でのマリンアクティビティ等と合わせて園地でのデイキャンプの利用が盛んであり、その利用者の多くが宿泊を伴う野営利用を要望していることを受け、フリーテントサイトを設定するもの。



トイレ



フリーテントサイト指定予定地



自然環境への影響

新たに設定するテントサイトの区域は、現在芝生になっており支障木の伐採や大規模な土地の形状変更等は想定されない。

フリーテントサイトの区画方法について

- 宿泊可能なフリーテントサイト区画を明示すると共に、他の区域では宿泊を伴う野営を行わないよう記した看板が園地内に設置される予定。柵など自由な立ち入りを阻害する施設は設置されない。
- フリーテントサイト区画は、宿泊を伴わない利用者が立ち入って散策等することができ、昼間は他の区域同様、従来通りの利用が可能。よって、これまで通りの園地の機能を阻害する恐れはない。